

# 松戸市国民健康保険料改定指針の策定について (保険料率改定による影響額と不足額(試算))

# 目次

## 1 国民健康保険の都道府県化

… 1

## 2 国保事業費納付金と保険給付費の関係

… 2

## 3 国保事業費納付金の推移

… 3

## 4 保険料の改定額【3か年解消】(試算結果)

… 4

## 5 保険料の改定額【4か年解消】(試算結果)

… 5

## 6 保険料率改定による影響額と不足額(試算)

… 6

## 7 赤字繰入額【3か年解消の場合(令和8年度 1,470円程度/期)】

… 9

## 8 赤字繰入額【4か年解消の場合(令和8年度 1,330円程度/期)】

…10

## 9 今後のスケジュールについて

…11

# 1 国民健康保険の都道府県化

国民健康保険の財政運営は、平成29年度までは市町村単位で運営を行っていましたが、平成30年度から都道府県単位となり、県と市町村が共に保険者として運営を担うこととなりました。

## 運営の在り方

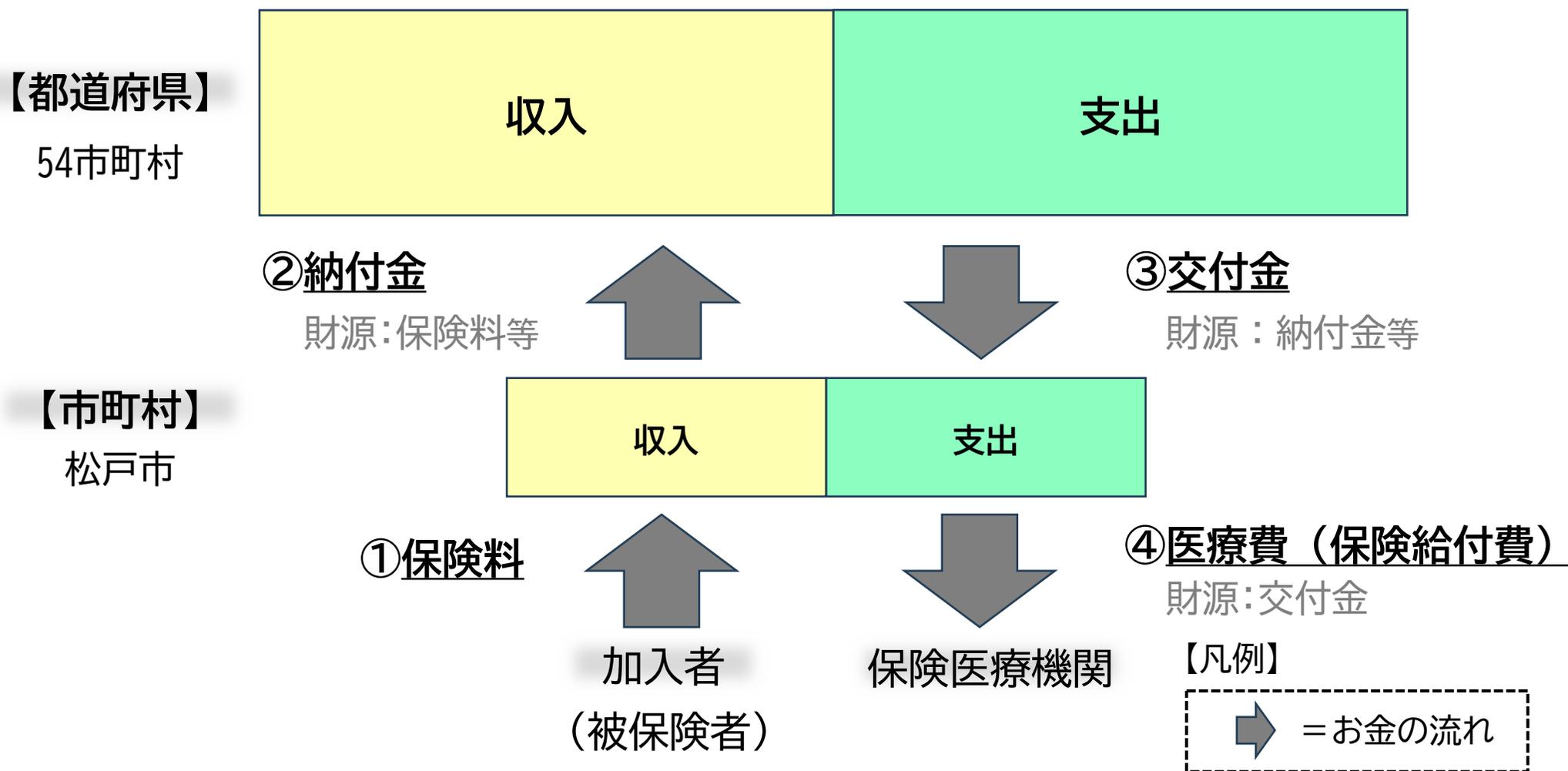
- 都道府県は市町村とともに国保の運営を担う。
- 都道府県が**財政運営の責任主体**となり、国保運営の中心的な役割を担い、制度を安定化させる。
- 都道府県は**統一的な運営方針**を示し、市町村の業務効率化、標準化、広域化を推進する。

	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
1 財政運営	<b>責任主体</b> <b>市町村ごとの国保事業費納付金を決定</b>	<b>国保事業費納付金を都道府県に納付</b>
2 資格管理	国保運営方針に基づく、事務の効率化、標準化、広域化を推進	被保険者資格の管理
3 保険料の決定、賦課・徴収	<b>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</b>	<b>標準保険料率等を参考に保険料率を決定</b> 保険料の賦課・徴収
4 保険給付	給付に必要な費用を市町村に支払い	保険給付の決定
5 保健事業	市町村への助言・支援	保健事業の実施

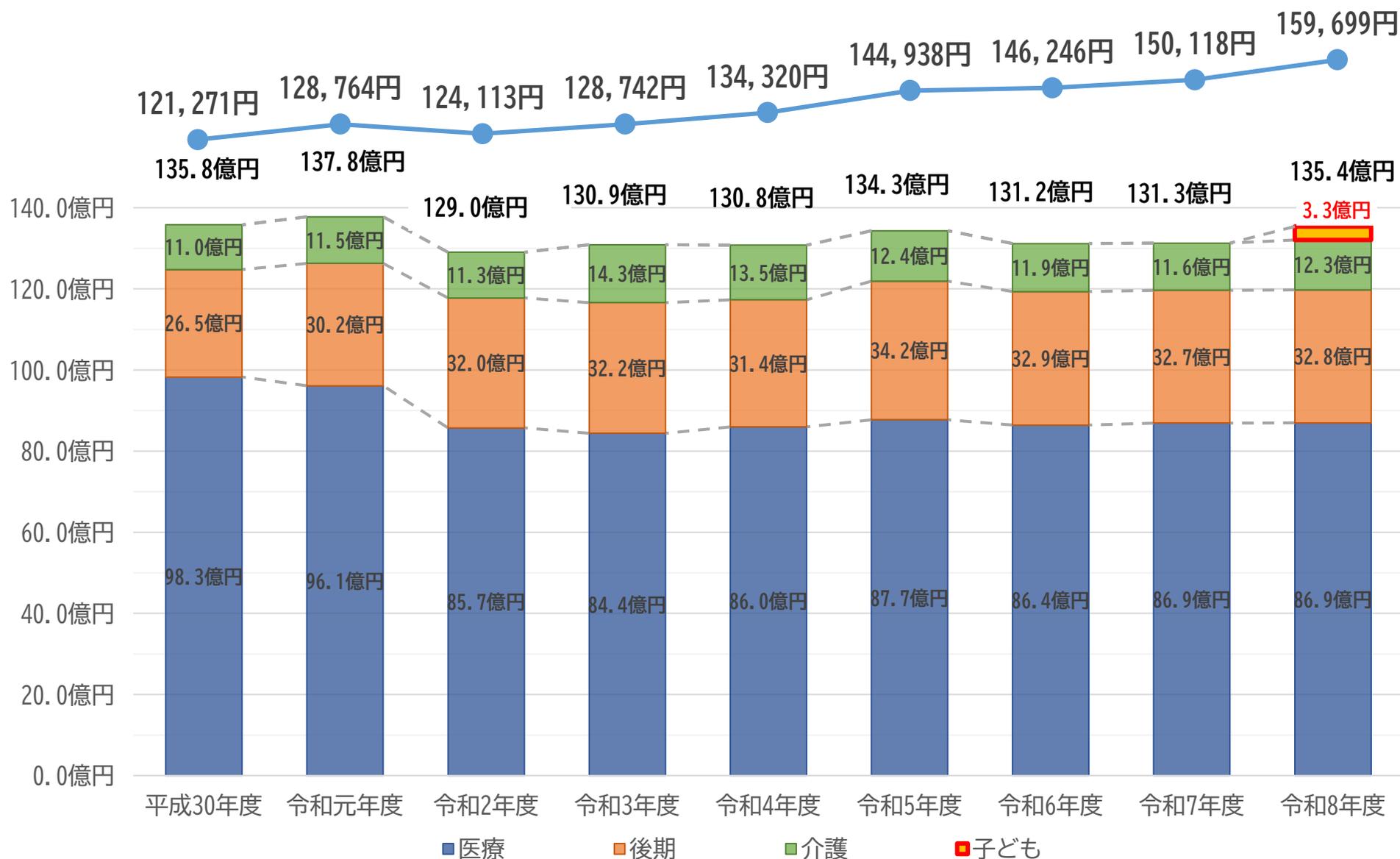
## 2 国保事業費納付金と保険給付費の関係

平成30年度から始まった国保都道府県化により、県は、県全体の医療費等の推計を行い、市町村ごとの国保事業費納付金を決定することとなりました。

そのため、市町村は、県に納付金を支払うことで保険給付費を交付金として支払われる仕組みとなりました。



# 3 国保事業費納付金の推移



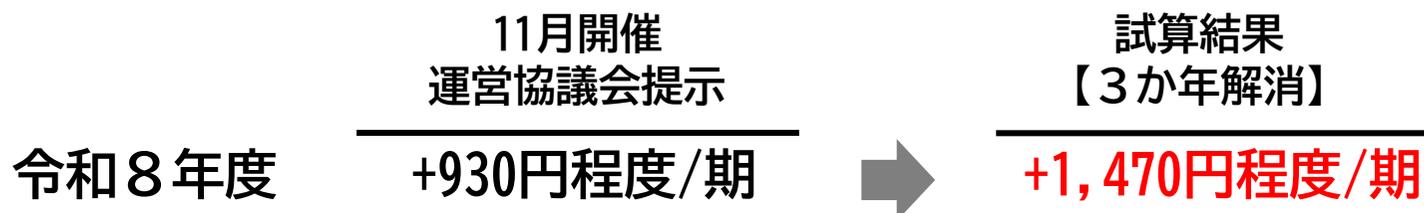
※1 令和8年度は、国の予算案に基づく算定結果の速報値 (R8.1.8時点)

※2 折れ線グラフは、一人あたり納付金の推移

総額を被保険者数で除した値となるが、令和7年度は決算見込み・令和8年度は当初予算見込みの被保険者数で除している

## 4 保険料の改定額【3か年解消】（試算結果）

1月上旬に県から示された、「国の予算案に基づく国保事業費納付金・標準保険料率（速報値）の算定結果」を踏まえ、子ども・子育て支援納付金を加味した保険料の試算の見直しを行いました。



### 変動要因

子ども・子育て支援納付金を反映	+430円/期
診療報酬プラス改定等による影響	+110円/期

### 〈モデルケース別影響額〉

- 1 世帯主45歳/給与収入500万円・配偶者45歳/給与収入80万円・子2人(10歳・8歳)：+8,710円/期
- 2 世帯主70歳/所得なし(7割軽減)：+360円/期
- 3 世帯主60歳/給与収入900万円：+8,690円/期

## 5 保険料の改定額【4か年解消】（試算結果）

11月開催の国保運営協議会での協議や今回の診療報酬改定の影響を踏まえ、被保険者の急激な負担増を緩和するべく、4か年解消も視野に入れた保険料の試算を行いました。

	11月開催 運営協議会提示	試算結果 【4か年解消】
令和8年度	+930円程度/期	<b>+1,330円程度/期</b>

### 変動要因

子ども・子育て支援納付金を反映	+430円/期
診療報酬プラス改定等による影響	+110円/期
4か年解消にしたことによる影響	<u>△140円/期</u>

### 〈モデルケース別影響額〉

- 1 世帯主45歳/給与収入500万円・配偶者45歳/給与収入80万円・子2人(10歳・8歳)：+7,730円/期
- 2 世帯主70歳/所得なし(7割軽減)：+330円/期
- 3 世帯主60歳/給与収入900万円：+8,020円/期

## 6 保険料率改定による影響額と不足額(試算) ※子ども分除く

【前提】R8施行の子ども分は、全額保険料にて賄い不足額(試算)に影響しないことや医療・後期・介護分と伸びが異なることから当該試算には含めていない。( )は、子ども分を除いた引き上げ額仮に引き上げを行わなかった場合

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	決算見込	予算	推計	推計	推計	推計
引き上げ額 (医療・後期・介護分)	-	-	-	-	-	-
不足額 (=赤字繰入額)	13.6億円	14.9億円	21.9億円	25.0億円	28.0億円	30.9億円

不足額計  
=134.3億円

3か年解消の場合 令和8年度 +1,470円程度/期 ( +1,040円程度/期 )

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	決算見込	予算	推計	推計	推計	推計
引き上げ額 (医療・後期・介護分)	-	8.8億円	8.5億円	8.3億円	3.7億円	3.7億円
不足額 (=赤字繰入額)	13.6億円	7.0億円	4.8億円			

不足額計  
=25.4億円

4か年解消の場合 令和8年度 +1,330円程度/期 ( +900円程度/期 )

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	決算見込	予算	推計	推計	推計	推計
引き上げ額 (医療・後期・介護分)	-	7.6億円	7.4億円	7.2億円	7.0億円	3.7億円
不足額 (=赤字繰入額)	13.6億円	8.0億円	7.2億円	3.4億円		

不足額計  
=32.2億円

## (参考) 試算詳細【3か年解消(令和8年度 1,470円程度/期)の場合】

【前提】R8施行の子ども分は全額保険料にて賄い不足額(試算)に影響しないことや医療・後期・介護分と伸びが異なることから医療・後期・介護分と分けて考えることとする。

●医療・後期・介護分 ⇒ 令和8年度 引き上げ額 +1,040円程度/期

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	決算見込	予算	推計	推計	推計	推計
被保険者数【A】	87,454人	84,760人	82,755人	80,695人	78,581人	76,417人
標準保険料額【B】	133,056円	137,281円	141,647円	146,151円	150,799円	155,594円
引き上げ前保険料額【C】	115,020円	115,172円	125,499円	135,825円	146,151円	150,799円
引き上げ額【D】	0円	10,327円	10,326円	10,326円	4,648円	4,795円
引き上げ後保険料額【E=C+D】	115,020円	125,499円	135,825円	146,151円	150,799円	155,594円
乖離額【F=B-E】	18,036円	11,782円	5,822円			
不足額【G=A×F】	1,359,751千円	694,715千円	481,800千円			

※ 不足額【G】…令和7年度・令和8年度は(国保)財調繰入額。

令和8年度は前年度繰越金や予定収納率(90%)を加味して会計上不足となる額。

(参考)

●子ども分(R8創設) ⇒ 令和8年度 引き上げ額 +430円程度/期

「国の予算案に基づく国保事業費納付金の速報値(R8.1.8時点)」から見込まれる交付金を差し引いた金額に予定収納率90%を加味した上で、全額保険料にて賄う試算をしている。

## (参考) 試算詳細【4か年解消(令和8年度 1,330円程度/期)の場合】

【前提】R8施行の子ども分は全額保険料にて賄い不足額(試算)に影響しないことや医療・後期・介護分と伸びが異なることから医療・後期・介護分と分けて考えることとする。

●医療・後期・介護分 ⇒ 令和8年度 引き上げ額 +900円程度/期

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	決算見込	予算	推計	推計	推計	推計
被保険者数 【A】	87,454人	84,760人	82,755人	80,695人	78,581人	76,417人
標準保険料額 【B】	133,056円	137,281円	141,647円	146,151円	150,799円	155,594円
引き上げ前保険料額 【C】	115,020円	115,172円	124,079円	132,986円	141,893円	150,799円
引き上げ額 【D】	0円	8,907円	8,907円	8,907円	8,906円	4,795円
引き上げ後保険料額 【E=C+D】	115,020円	124,079円	132,986円	141,893円	150,799円	155,594円
乖離額 【F=B-E】	18,036円	13,202円	8,661円	4,258円		
不足額 【G=A×F】	1,359,751千円	802,715千円	716,741千円	343,599千円		

※ 不足額【G】…令和7年度・令和8年度は(国保)財調繰入額。

令和8年度は前年度繰越金や予定収納率(90%)を加味して会計上不足となる額。

(参考)

●子ども分(R8創設) ⇒ 令和8年度 引き上げ額 +430円程度/期

「国の予算案に基づく国保事業費納付金の速報値(R8.1.8時点)」から見込まれる交付金を差し引いた金額に予定収納率90%を加味した上で、全額保険料にて賄う試算をしている。

# 7 赤字繰入額【3か年解消の場合(令和8年度 1,470円程度/期)】

【前提】R8当初予算(案)は編成段階における速報値

## ●引き上げ前

(単位:千円)

歳入科目	令和8年度当初	令和7年度当初	増減
国民健康保険料	9,432,502	8,890,700	541,802
国・県支出金	28,037,132	28,216,125	▲ 178,993
繰入金	3,103,781	4,475,746	▲ 1,371,965
うち一般会計繰入金	3,103,781	3,115,995	▲ 12,214
うち(国保)財調繰入金	0	1,359,751	▲ 1,359,751
繰越金	300,000	300,000	0
諸収入他	23,010	23,010	0
歳入合計	40,896,425	41,905,581	▲ 1,009,156

歳出科目	令和8年度当初	令和7年度当初	増減
総務費	739,407	735,910	3,497
保険給付費	27,641,913	27,875,056	▲ 233,143
国民健康保険事業費納付金	13,536,069	12,806,326	729,743
保健事業費	352,748	359,286	▲ 6,538
基金積立金	1	1	0
諸支出金	83,002	99,002	▲ 16,000
予備費	30,000	30,000	0
歳出合計	42,383,140	41,905,581	477,559

歳入合計－歳出合計＝ ▲1,486,715 (赤字繰入額)



## ●引き上げ後

(単位:千円)

歳入科目	令和8年度当初	令和7年度当初	増減
国民健康保険料	10,224,502	8,890,700	1,333,802
国・県支出金	28,037,132	28,216,125	▲ 178,993
繰入金	3,103,781	4,475,746	▲ 1,371,965
うち一般会計繰入金	3,103,781	3,115,995	▲ 12,214
うち(国保)財調繰入金	0	1,359,751	▲ 1,359,751
繰越金	300,000	300,000	0
諸収入他	23,010	23,010	0
歳入合計	41,688,425	41,905,581	▲ 217,156

歳出科目	令和8年度当初	令和7年度当初	増減
総務費	739,407	735,910	3,497
保険給付費	27,641,913	27,875,056	▲ 233,143
国民健康保険事業費納付金	13,536,069	12,806,326	729,743
保健事業費	352,748	359,286	▲ 6,538
基金積立金	1	1	0
諸支出金	83,002	99,002	▲ 16,000
予備費	30,000	30,000	0
歳出合計	42,383,140	41,905,581	477,559

歳入合計－歳出合計＝ ▲694,715 (赤字繰入額)

⇒形式的収支(赤字繰入額)が約7.9億円改善

※引き上げ額8.8億円 × 予定収納率90% ≒ 7.9億円  
(医療・後期・介護)

# 8 赤字繰入額【4か年解消の場合(令和8年度 1,330円程度/期)】

【前提】R8当初予算(案)は編成段階における速報値

## ●引き上げ前

(単位:千円)

歳入科目	令和8年度当初	令和7年度当初	増減
国民健康保険料	9,432,502	8,890,700	541,802
国・県支出金	28,037,132	28,216,125	▲ 178,993
繰入金	3,103,781	4,475,746	▲ 1,371,965
うち一般会計繰入金	3,103,781	3,115,995	▲ 12,214
うち(国保)財調繰入金	0	1,359,751	▲ 1,359,751
繰越金	300,000	300,000	0
諸収入他	23,010	23,010	0
歳入合計	40,896,425	41,905,581	▲ 1,009,156

歳出科目	令和8年度当初	令和7年度当初	増減
総務費	739,407	735,910	3,497
保険給付費	27,641,913	27,875,056	▲ 233,143
国民健康保険事業費納付金	13,536,069	12,806,326	729,743
保健事業費	352,748	359,286	▲ 6,538
基金積立金	1	1	0
諸支出金	83,002	99,002	▲ 16,000
予備費	30,000	30,000	0
歳出合計	42,383,140	41,905,581	477,559

歳入合計－歳出合計＝ ▲1,486,715 (赤字繰入額)



## ●引き上げ後

(単位:千円)

歳入科目	令和8年度当初	令和7年度当初	増減
国民健康保険料	10,116,502	8,890,700	1,225,802
国・県支出金	28,037,132	28,216,125	▲ 178,993
繰入金	3,103,781	4,475,746	▲ 1,371,965
うち一般会計繰入金	3,103,781	3,115,995	▲ 12,214
うち(国保)財調繰入金	0	1,359,751	▲ 1,359,751
繰越金	300,000	300,000	0
諸収入他	23,010	23,010	0
歳入合計	41,580,425	41,905,581	▲ 325,156

歳出科目	令和8年度当初	令和7年度当初	増減
総務費	739,407	735,910	3,497
保険給付費	27,641,913	27,875,056	▲ 233,143
国民健康保険事業費納付金	13,536,069	12,806,326	729,743
保健事業費	352,748	359,286	▲ 6,538
基金積立金	1	1	0
諸支出金	83,002	99,002	▲ 16,000
予備費	30,000	30,000	0
歳出合計	42,383,140	41,905,581	477,559

歳入合計－歳出合計＝ ▲802,715 (赤字繰入額)

⇒形式的収支(赤字繰入額)が約6.8億円改善

※引き上げ額7.6億円 × 予定収納率90% ≒ 6.8億円  
(医療・後期・介護)

## 9 今後のスケジュールについて

令和8年1月27日(火) : 第4回運営協議会にて審議・答申  
保険料改定指針の策定

〔 予算(案) 〕  
〔 条例(案) 〕

3月定例会 : 議案審議

〔 予算(案) 〕  
〔 条例(案) 〕

3月末まで : 保険料改定指針策定